

事務連絡  
平成 29 年 8 月 16 日

富山県医師会長 殿

富山県厚生部健康課長  
(公印省略)

「富山県肝炎治療促進事業実施要領」の差し替えについて

日頃より、本県の肝炎対策の推進に、多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記について、平成 29 年 6 月 13 日付け健第 319 号で一部改正の通知を発出したところですが、厚生労働省より別添新旧対照表のとおり差し替えがありましたので、別紙のとおり標記要領についても差し替えを行いました。

つきましては、貴会会員への周知と、適切な運用について格別のご高配をお願いいたします。

記

【添付書類】

- 1 健肝発 0530 第 2 号ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について  
別紙 「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」新旧対照表
- 2 富山県肝炎治療特別促進事業実施要領 修正箇所の概要 (別紙)
- 3 富山県肝炎治療特別促進事業実施要領 新旧対照表
- 4 富山県肝炎治療特別促進事業実施要領 (改正後全文)

(事務担当 がん対策推進班)

9.8.22